

○岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の運用について

(令和元年10月25日岡人委第269号通知)

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年岡山県条例第44号。以下「条例」という。)及び岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和元年岡山県人事委員会規則第27号。以下「規則」という。)の運用について次のように定め、令和2年4月1日から適用することとしたので通知します。

(沿革)

令和 4年 2月25日第345号	令和 4年 3月28日第363号
令和 5年 8月25日第150号	令和 5年12月26日第268号
令和 6年12月24日第275号	令和 7年 3月21日第356号
令和 7年12月23日第269号	令和 8年 3月24日第321号 改正

記

条例第3条関係

条例第3条第2項の規定により基本報酬の額を定められた短時間勤務会計年度任用職員については、その者が日額により基本報酬を定められている短時間勤務会計年度任用職員である場合は同条第1項に規定する日額短時間勤務会計年度任用職員として、その者が1時間当たりの額により基本報酬を定められている短時間勤務会計年度任用職員である場合は同項に規定する時間単価額短時間勤務会計年度任用職員として条例の規定を適用するものとする。

条例第9条及び第10条関係

- 1 基準日に離職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員及び同日に新たに短時間勤務会計年度任用職員となった者は、条例第9条第1項前段及び第10条第1項前段の「それぞれ在職する」ものに含まれる。
- 2 条例第9条第1項前段及び第10条第1項前段の任期並びに規則第14条及び第17条の8の期間の計算については、次に定めるところによる。
  - 一 月により任期又は期間(次号において「任期等」という。)を計算する場合は、民法第143条の例による。
  - 二 1月に満たない任期等が2以上ある場合は、これらの任期等を合算するものとし、これらの任期等の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は任命権者により定められたその者の1日当たりの勤務時間をもって1日とする。
  - 三 前号の場合における介護休暇の期間を計算する場合は、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和元年岡山県人事委員会規則第26号)第3条第5項の規定により勤務時間が1日につき前号に定めるその者の1日当たりの勤務時間となるように割り振られた日又はこれに相当する日以外の勤務日については、日を単位とせず、時間を単位として取り扱うものとする。

- 四 前各号の規定により得られた期間に任命権者により定められたその者の1日当たりの勤務時間未満の期間が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 規則第15条及び第17条の9の期間の計算については、期末手当及び勤勉手当の運用について（昭和38年岡人委第668号通知）第17項の規定を準用する。
- 4 条例第9条第1項前段及び第10条第1項前段の「週当たりの勤務時間が15時間30分以上」とは、次の各号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数が15.5以上であることをいい、任用の際に判定する。規則第10条、第14条第1項、第15条第1項、第17条の8第1項及び第17条の9第1項の「週当たりの勤務時間が15時間30分以上」についても同様である。
- 一 日額短時間勤務会計年度任用職員 規則第13条第1項に定める期間における勤務日数を同条第2項に定める月数で除し、その数に1日当たりの勤務時間数を乗じて得た数に12を乗じ、その数を52で除して得た数
- 二 時間単価短時間勤務会計年度任用職員 規則第13条第1項に定める期間における勤務時間を同条第2項に定める月数で除して得た数に12を乗じ、その数を52で除して得た数
- 5 期末手当の計算の基礎となる報酬は、次に定めるところによる。
- 一 条例第13条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡山県条例第3号）第25条又は会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第2項ただし書（同規則第13条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により報酬が減額される場合には、減額前の報酬
- 二 懲戒処分により報酬を減ぜられた場合には、減ぜられない報酬
- 6 条例第9条第3項に定める期末手当基礎額及び条例第10条第3項に定める勤勉手当基礎額は、任用の際に算定する。ただし、条例第9条第1項及び第10条第1項に規定するそれぞれの基準日において、1月当たりの実勤務日数が任用の際に予定されていた1月当たりの勤務日数に5分の4を乗じた日数未満である短時間勤務会計年度任用職員（その者が時間単価短時間勤務会計年度任用職員であるときは、「1月当たりの実勤務日数」を「1月当たりの実勤務時間」に、「任用の際に予定されていた1月当たりの勤務日数」を「任用の際に予定されていた1月当たりの勤務時間」に、「日数未満」を「時間未満」にそれぞれ読み替える。）については、次の各号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を期末手当基礎額とし、再度算定する。
- 一 日額短時間勤務会計年度任用職員 条例第3条第1項に規定する日額短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額にその者の1月当たりの実勤務日数を乗じて得た額及びその者の地域手当に相当する報酬の額にその者の地域手当に相当する報酬の支給の対象となる1月当たりの実勤務日数を乗じて得た額の合計額
- 二 時間単価短時間勤務会計年度任用職員 条例第3条第1項に規定する時間単価短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額にその者の1月当たりの実勤務時間を乗じて得た額及びその者の地域手当に相当する報酬の額にその者の地域手当に相当する報酬の支給の対象となる1月当たりの実勤務時間を乗じて得た額の

#### 合計額

7 前項の1月当たりの実勤務日数及び任用の際に予定されていた1月当たりの勤務日数は、それぞれ次に定めるところによる。

一 1月当たりの実勤務日数 規則第10条第1号に規定する任期の初日から基準日までの期間（基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員にあっては、その退職し、又は死亡した日において任用されていた職の任期の初日からその退職し、又は死亡した日までの期間）（以下この号において「特定期間」という。）のうち、月の初日から末日までの間在職した月の最初の月の初日から最後の月の末日までの期間（当該特定期間中に月の初日から末日までの間在職した月がない場合は、当該特定期間）に現に勤務した日数を当該期間の月数（当該特定期間中に月の初日から末日までの間在職した月がない場合において、当該特定期間の日数が31日未満のときは1を月数とし、31日以上ときは当該特定期間の日数を30で除して得た数を月数とする。）で除して得た日数

二 任用の際に予定されていた1月当たりの勤務日数 任用の際に規則第10条第1号に規定する任期（基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員にあっては、その退職し、又は死亡した日において任用されていた職の任期の初日からその退職し、又は死亡した日までの期間）のうち、月の初日から末日までの間任用される月の最初の月の初日から最後の月の末日までの期間（当該任期中に月の初日から末日までの間任用される月がない場合は、当該任期中に勤務を割り振られた日数を当該期間の月数（当該任期中に月の初日から末日までの間任用される月がない場合において、当該任期の日数が31日未満のときは1を月数とし、31日以上ときは当該任期の日数を30で除して得た数を月数とする。）で除して得た日数

8 第6項の1月当たりの実勤務時間及び任用の際に予定されていた1月当たりの勤務時間は、前項の規定を準用をする。その際、「現に勤務した日数」とあるのは「現に勤務した時間」と、「除して得た日数」とあるのは「除して得た時間」と、「勤務を割り振られた日数」とあるのは「勤務を割り振られた時間」と読み替えて準用するものとする。

#### 規則第2条関係

1 「休日」には、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年岡山県条例第58号）第4条第1項に規定する休日のほか、所轄庁の事務が現実に停止する日を含むものとする。

2 報酬は、その支給日に短時間勤務会計年度任用職員が現実に支給を受けることができるよう処理しなければならない。

#### 規則第3条関係

規則第3条の「その他これらに準ずる非常の場合」とは、やむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷する場合等があり、具体的な事例については任命権者が必要と認める場合とする。

#### 規則第10条関係

短時間勤務会計年度任用職員（週当たりの勤務時間が15時間30分以上のものに限る。）がその任期中に別の短時間勤務会計年度任用職員の職に任用された場合において、後から任用された職の任期と先に任用されていた職の任期のうち後から任用された職の任期の初日より前の期間との合計が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員（後から任用された短時間勤務会計年度任用職員の職に限る。）は、規則第10条で規定する短時間勤務会計年度任用職員に含まれるものとする。

#### 規則第14条関係

- 1 基準日（基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員にあっては、その退職し、又は死亡した日）に2以上の短時間勤務会計年度任用職員に任用されている場合において、いずれかの職で期末手当の支給にかかる在職期間とされた期間は、その職以外の職の期末手当の支給にかかる在職期間とすることはできない。
- 2 規則第14条第2項第4号イ及びロの「育児休業の承認に係る期間」とは、基準日以前6箇月以内の期間とその一部又は全部が重複する育児休業の承認を受けた期間の初日から末日（育児休業の期間の延長の承認を受けた場合にあっては当該延長の承認を受けた期間の末日とし、育児休業の承認が効力を失い、又は取り消された場合にあっては当該承認が効力を失った日の前日又は当該承認が取り消された日の前日とする。）までの期間をいう。

#### 規則第17条の8関係

基準日（基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員にあっては、その退職し、又は死亡した日）に2以上の短時間勤務会計年度任用職員に任用されている場合において、いずれかの職で勤勉手当の支給にかかる勤務期間とされた期間は、その職以外の職の勤勉手当の支給にかかる勤務期間とすることはできない。

#### 規則第17条の11関係

- 1 規則第17条の11に規定する勤務成績の証明は、当該短時間勤務会計年度任用職員の人事評価、勤務評定その他当該短時間勤務会計年度任用職員の勤務成績を判定するに足ると認められる事実に基づいて行うものとする。なお、基準日以前における直近の人事評価の結果がない等の理由により勤務成績の証明が得られない場合は、規則第17条の11第1項第2号に掲げる「勤務成績が良好な職員」に該当するものとして取り扱うことができる。
- 2 規則第17条の11第1項第3号に掲げる「勤務成績が良好でない職員」は、前項で定める勤務成績の証明により該当することとなる短時間勤務会計年度任用職員及び基準日以前6箇月以内の期間において次に掲げる場合に該当する短時間勤務会計年度任用職員とする。ただし、第1号又は第2号に掲げる場合に該当する短時間勤務会計年度任用職員で、第1号に該当することとなった懲戒処分を受けた日又は第2号に該当することとなった矯正措置を受けた日の直前の基準日以前において当該懲戒処分又は矯正措置の直接の対象となった事実に基づき規則第17条の11第1項第3号に掲げる「勤務成績が良好でない職員」に該当したもの（当該事実以外の事実に基づき基準日以前6箇月以内の期間において次に掲げる場合に該当したこ

とがない職員に限る。)については、当該「勤務成績が良好でない職員」に該当したことに応じて当該短時間勤務会計年度任用職員に支給した勤勉手当の額を考慮して、相当と認めるときは、これらの規定に掲げる「勤務成績が良好でない職員」に該当しないものとして取り扱うことができる。

- 一 懲戒処分を受けた場合
- 二 訓告その他の矯正措置（勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であるものとして各任命権者があらかじめ指定するものを除く。）を受けた場合
- 三 正当な理由なく勤務を欠いた場合
- 四 その者の職務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られた場合又はこれに相当すると認められる場合

3 第2項第1号に掲げる場合に該当する短時間勤務会計年度任用職員の成績率は、次の各号に定める割合の範囲内で定めるものとする。ただし、同項ただし書に規定する短時間勤務会計年度任用職員のうち、同項ただし書の規定の適用を受けないものの成績率は、当該「勤務成績が良好でない職員」に該当したことに応じて当該短時間勤務会計年度任用職員に支給した勤勉手当の成績率を考慮して、相当と認めるときは、次の各号に定める割合以外の割合で定めることができる。

- 一 停職の処分を受けた職員 100分の39以下
- 二 減給の処分を受けた職員 100分の49.5以下
- 三 戒告の処分を受けた職員 100分の60以下

4 第2項第2号に掲げる場合に該当する短時間勤務会計年度任用職員の成績率は、100分の60超100分の70.5未満の範囲内で各任命権者があらかじめ定める割合によるものとする。ただし、同項ただし書に規定する短時間勤務会計年度任用職員のうち、同項ただし書の規定の適用を受けないものの成績率は、当該「勤務成績が良好でない職員」に該当したことに応じて当該短時間勤務会計年度任用職員に支給した勤勉手当の成績率を考慮して、相当と認めるときは、当該割合以外の割合で定めることができる。

5 各任命権者は、規則第17条の11第1項の規定により短時間勤務会計年度任用職員の成績率を定めるに当たっては、勤勉手当の額の総額が各任命権者に所属する条例第10条第1項の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各任命権者は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

#### 規則第18条関係

- 1 規則第18条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である短時間勤務会計年度任用職員については、通勤手当に関する規則（昭和33年岡山県人事委員会規則第13号）第5条の規定を準用する。
- 2 規則第18条第3項に規定する人事委員会が定める短時間勤務会計年度任用職員は、規則第18条第2項第3号ロに掲げる短時間勤務会計年度任用職員とする。

- 3 規則第18条第3項第1号に規定する一箇月当たりの駐車場等の料金の算出に当たっては、通勤手当に関する規則第18条各号の規定を準用する。

#### 規則第19条関係

- 1 規則第19条第1項の別に定める様式は、別記様式とする。
- 2 通勤経路の変更には、勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含むものとする。
- 3 運賃の値上げ又は値下げに係る届出については、任命権者において、正規の届出がなくても届出の目的を達し得ると認めるときは、その届出に代わる適宜の措置をもって、正規の届出があったものとして取り扱うことができるものとする。
- 4 前項に掲げる場合のほか、この場合に準ずる場合として、任命権者(その委任を受けた者を含む。)が認める場合は、職員の勤務公署に変更が生じないときは、この条の規定による届出に代わる適宜の措置をもって届出があったものとして取り扱うことができるものとする。(職員が利用するものとされている交通機関等と同一の交通機関等(自動車等を使用する場合にあつては、職員が利用するものとされている使用距離と同一の使用距離)を利用することとなる場合で、当該利用するものとされている交通機関等と同一の交通機関等によって通勤手当の額を算出することとなる場合に限る。)

#### 規則第23条関係

- 1 規則第23条第1項各号に掲げるものに該当するものがない場合は、民法の規定するところによる。
- 2 給与の支給を受ける同順位の者が2人以上ある場合、その中の1人を総代人として支給を受けることは差し支えない。

#### その他の事項

- 1 2以上の短時間勤務会計年度任用職員の職に任用されている者に対する条例及び規則の規定は、それぞれの職に対して適用する。
- 2 報酬、期末手当及び勤勉手当の支給並びに通勤に要する費用の弁償に関し、その支給額及び費用弁償の額に1円未満の端数がある場合等の取扱いについては、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の規定するところによる。
- 3 条例及び規則の運用に関し、この通知により難しい場合は、各任命権者は、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。